

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会  
福祉サービス第三者評価事業倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会（以下、「当協議会」という。）が行う福祉サービス第三者評価事業（以下、「評価事業」という。）の実施における倫理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、評価事業を遂行する者又は遂行していた者に適用する。

(専門性の向上)

第3条 当協議会は、評価事業の専門性の向上を図るため知識の習得、技術の研鑽、倫理の涵養に努めるものとする。

(公正・中立)

第4条 当協議会は、事業者又は利用者等に対し、常に公正・中立な姿勢をもって評価事業を実施し、信頼を保持するように努めるものとする。

(個人情報の取扱)

第5条 第三者評価を受ける事業者の役職員、利用者及びその家族、評価調査者、決定委員会委員に関する個人情報は、当協議会が定める個人情報保護に関する方針及び個人情報保護規程に基づき適切に管理する。

2 事業者の役職員、利用者及びその家族の個人情報は、第三者評価に必要な情報のみを収集する。

3 第三者評価結果の公表及び報告書の作成においては、利用者及びその家族の個人情報が特定されないように記述する。

(苦情対応)

第6条 評価事業に対する異議、苦情への対応は、当協議会の苦情解決規程を適用する。

(行動規律)

第7条 評価事業を遂行する全ての者は、次の各号に定める行動規律を遵守しなければならない。また、法令違反、社会通念上の不正を行ってはならない。

(1) 事業者、利用者等に対し、礼節ある態度をもって接し、信頼を保持すること。

(2) 事業者の通常業務に支障を来たす迷惑な行為を行わないこと。

- (3) 事業者、利用者等に対して宗教活動、政治活動を行わないこと。
- (4) 事業者の役職員、利用者等に聞き取り調査を実施するときは、その趣旨、目的を説明の上、同意に基づいて行うものとし、調査への協力を強いることのないようその意思を尊重すること。
- (5) 評価事業に無関係な聞き取りや書類の収集、閲覧を行わないこと。
- (6) 事業者から提出された確認書類及び電子的データを事業者の同意を得ることなく他に遺漏しないこと。
- (7) 評価事業で知り得た事業所の役職員、利用者等に関する個人情報を他に遺漏しないこと。
- (8) 評価事業業務の一部を外部者に委託した場合、外部者に対し個人情報を他に遺漏してはならない旨を指導すること。
- (9) 事業者から評価料金以外の特別な金品を受領する等、個人的利害関係を生じさせないこと。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。